

感染症に伴う出席停止期間の基準について

2023年5月8日より学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。変更点としては、『新型コロナウイルス感染症』が第二種の感染症に位置付けられたことと、それに伴う出席停止期間の基準です。新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は『**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**』と明記されています。

◎新型コロナウイルスの感染者

【例①：発症後3日目に症状が軽快した場合】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症日	欠席	欠席	症状軽快 欠席	欠席	欠席	登校可

【例②：発症後6日目に症状が軽快した場合】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	欠席	欠席	欠席	欠席	欠席	症状軽快 欠席	欠席	登校可

※『症状が軽快』とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをさす。

※いずれの場合も発症後10日を経過するまでは検温や健康観察の継続、また、マスクを着用し感染のハイリスク行動を避ける。

◎インフルエンザの感染者『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』

【例①：発症後2日目に解熱した場合】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症日	欠席	解熱 欠席	欠席	欠席	欠席	登校可

【例②：発症後6日目に解熱した場合】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症日	欠席	欠席	欠席	欠席	欠席	解熱 欠席	欠席	欠席	登校可